

(別紙1)

直近の認定調査票（基本調査）により厚生労働大臣が定める者（利用者等告示第31号）のイの状態が確認できる場合
→益田市への確認不要（最新の基本調査の結果をケアプランと一緒に保管しておいてください。）

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」 — (注)
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」 以外 (又は) 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 (又は) 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」 以外 その他、主治医意見書等において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2 「4. 全介助」 以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」 又は 「4. 全介助」 — (注)
カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

(注) アの(二)、オの(三)については、該当する基本調査項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について、適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより居宅介護支援（介護予防支援）事業者が判断する。